

令和4年6月1日  
富山市民病院院長

## 富山市民病院における出産等に関する費用に係る消費税相当額の徴収誤りについて (お詫び)

このたび、当院において、平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされている出産等入院時の病衣使用料を平成10年10月から誤って課税扱いとしていたことが判明いたしました。当院の不手際により、ご迷惑をおかけしました皆さまに対し、心よりお詫びを申し上げますとともに、対象の方へ返金させていただきます。

今後は、このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

### 1 概要

平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされている出産等に関する費用について、一部を課税扱いとして消費税相当額を徴収していたことが判明いたしました。

このため、該当者に対し消費税相当額を返金するものです。

### 2 返金対応について

返金対象となる方には、誤徴収した消費税相当額を口座振替にて返金します。

なお、病院職員が電話等により暗証番号をお聞きすることはありません。「なりすまし」にご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 返金額や返金方法等に関する案内を順次送付します。同封の書類に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

(2) 対象期間 平成24年5月～令和4年5月

※民法上の規定（債権の消滅時効10年）によります。

(3) 返金対象となる方の人数 2,042人（実人数）（現時点）

返金額の総額 72,795円

### 3 再発防止策

消費税非課税の取扱いに係る国の通知等の内容について再点検し、関係職員に周知しました。

定期的に会計担当者以外の職員が非課税算定の確認を行います。対象の費用について非課税となるようシステムを見直しました。今後も、定期的なチェックを行うとともに、関係法令等の改正があった場合は、その内容確認を徹底し、再発防止に努めます。

(お問い合わせ先)

富山市病院事業局 富山市民病院 医事課  
電話 422-1112 (内線 2480)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土日祝日除く)